

## 農業専門部会 中間報告

「田園型政令指定都市」にふさわしい農業の基本的な方向  
( 互恵・循環・環境重視型農業の推進 )

- 1 農業の基本的な方向 産業として魅力のある農業の確立
  - (1) 元気のでる米の都づくり
    - ・担い手への農地の集積
    - ・組織化・法人化の支援
    - ・農業生産基盤の整備 など
  - (2) 夢のある園芸の都づくり
    - ・園芸銘産品の品目・生産の拡大
    - ・野菜、果樹、花卉、花木の生産の拡大 など
  - (3) <sup>いろいろ</sup>彩のある食の都づくり
    - ・多品目のブランド化
    - ・畜産物のブランド化 など
- 2 農村の基本的な方向 地域として魅力のある集落環境の形成
  - (1) 市街地をやさしく包む田園
    - ・田園の価値、田園の保全
  - (2) 住む人に快適な集落環境づくり
    - ・田園まちづくり
    - ・公共施設配置の方向
  - (3) 訪れる人に魅力的な美しい地域づくり
    - ・水路や集落周辺の緑と花
    - ・自然環境の保全育成
- 3 田園型政令指定都市の豊かさを活かして 市民にとって魅力のある田園都市の形成
  - (1) 資源の循環する農業の確立
    - ・環境保全型農業の都づくり
    - ・資源の循環する農業の推進
  - (2) ひとに優しい農業の確立
    - ・食の安心・安全
    - ・地産地消の拡大
  - (3) 都市と農村の対話・交流
    - ・田園都市でのグリーンツーリズム（農村体験、田園遠足、農業体験）
  - (4) 日本をリードする総合的な食の都
    - ・新潟の食の魅力を高める農業（食の発信、観光集客）
    - ・地域産業を活性化させる農業（農業と関連産業の連携）